



## 死亡したとき

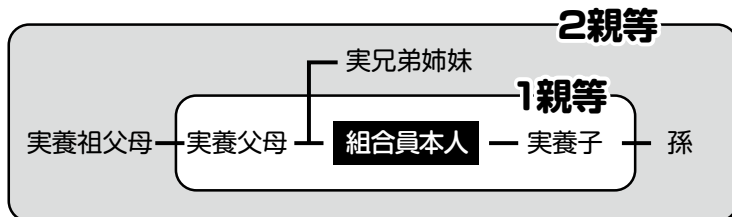
**組合員死亡** …すべての事由に給付されます

**配偶者死亡** …すべての事由に給付されます(事実婚も含)

**家族死亡** …事故死(死産・自殺も含む)のみ給付されます(2親等は同居者のみ)

## 対象となる家族の範囲

- (1) 組合員の1親等血族  
＝実養父母、実養子
- (2) 組合員と同居中の2親等の血族  
＝兄弟姉妹、実養祖父母、孫



※「養」とは、育ててくれた、または育てたの意味で、戸籍上で判断します。



## 30日以上休業したとき

**病気休業**

**負傷休業**

組合員が病気やケガで連続30日以上仕事を休業したとき(休日、休暇の通算可)に給付されます。同一傷病に起因する場合は1回限りの給付とします。ただし、休業期間との間が5年を超えている場合は給付となりますが、確認が必要となります。

POINT

申請書及び診断書はコピーをとって保管してください。



## 住宅が被害を受けたとき

**住宅被災**

組合員の現住居(単身赴任の場合は、現住居および家族)が火災や風水害などの被害を受けたときに給付されます。  
※塀、物置、倉庫、車庫などの居住場所以外の付属物には適用されません。

| 全焼・流出・全損                                    | 半焼・半損                                                  | 床上浸水            |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|
| 新築しなければ居住できない程度の被災、あるいは家具の70%以上が使用できなくなったとき | 居住床面積の20%以上の焼損、屋根・壁面の20%以上の損壊、あるいは家具の20%以上が使用できなくなったとき | 風水害によって床上浸水したとき |



給付区分  
の確認

有扶養者と無扶養者の区分は、健康保険証の扶養者の有無で、各組合で責任をもって判断してください。

## 供給

同一災害によって、二つ以上の給付事由を有する場合は給付されます。  
例:「住宅被災」+「負傷休業」

POINT

## 申請期間は90日(約3ヶ月)を過ぎると無効になります

「UAゼンセン見舞金制度」の給付の申請は、事由発生時(死亡日・休業が終わった日)から90日以内に行われなければその請求権を失います。やむを得ない理由により期間内に給付申請ができなかったときは、所属する加盟組合・出身組合の組合長またはUAゼンセン都道府県支部長の遅延理由書より、さらに90日間の申請期間の延期を認めます。

## 給付申請書・添付書類は確実にお願いします

- ☆ 給付申請人は、すべて「組合員本人」となります。死亡の場合も「組合員本人」をご記入ください。
- ☆ 組合への送金先登録を変更される場合は、訂正部分を赤ペンにてご記入ください。
- ☆ 給付条件を確認する際、不確定な部分がありますと、給付が遅れることになります。

🔍 下記の表にて添付書類等の確認をお願いします。

## 「UAゼンセン見舞金制度」添付書類等確認票

| 適用区分 |      | 対象になる基準                             | 確認事項                                                                                              | 必須書類                                                           | 場合により必要な書類                     |
|------|------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 死亡   | 組合員  | 死亡したとき                              | 死亡の事実                                                                                             | 「死亡診断書」<br>または<br>「本人の死亡記載が判る戸籍」                               | 労働者死傷病報告書(注1)                  |
|      | 配偶者  | 配偶者が死亡したとき                          | 死亡の事実<br>+<br>配偶者関係                                                                               | 「死亡者(配偶者)記載と組合員本人との関係が判る戸籍」<br>または「死亡診断書」<br>+<br>「配偶者関係が判る書類」 |                                |
|      | 家族   | 1親等の血族が事故死亡したとき                     | 事故死の事実<br>+<br>1親等血族関係                                                                            | (「死亡診断書」または「死体検案書」)<br>+<br>「組合員との親子関係が判る書類」                   |                                |
|      |      | 同居中の2親等の血族が事故死亡したとき                 | 事故死の事実<br>+<br>2親等血族関係<br>+<br>同居の事実                                                              | 2親等血族死亡時必要書類<br>+<br>(「住民票」または「同居の事実が判る書類」)                    |                                |
| 負傷休業 | 病気休業 | 病気や負傷によって連続休業30日(休日・休暇を通算)以上を経過したとき | 医師による診断病名と連続休暇30日以上                                                                               | 「診断書」または「傷病手当金請求書」                                             | 休業証明書(原本)(注2)<br>労働者死傷病報告書(注1) |
| 住宅被災 |      | ①本人が現在居住している住宅<br>②単身赴任中の自宅(注3)     | 被災の事実<br>+<br>被災の程度状況<br>●全焼・流失・全損は70%以上<br>●半焼・半損は20%以上<br>●床上浸水<br>+<br>組合員の住居・所有の事実(単身赴任の場合のみ) | 「罹災証明書」<br>または<br>「被災証明書」                                      | 住民票等(注4)<br>被災状況報告書(原本)(注5)    |

- (注1) 業務上・通勤途上について申請の場合、給付必要書類ではないが労働者死傷病報告書(労働中におきた災害を会社側が労働基準監督署に申請する報告書)も提出してください。
- (注2) 休業の事実が医師診断書にて明確でない場合、会社よりの証明も添付。  
休業証明書の代用として「勤務表」等を使用する場合は、必ず会社名・印を押印すること。
- (注3) 単身赴任中の自宅は、基本的に配偶者が在住していること。
- (注4) 被災住宅に居住していることが確認できない場合。
- (注5) 被災の程度が罹災証明にて明確でない場合、委員長による状況報告書。

### ■住宅被災について

自然災害(風水害、地震)も対象になりますが、「罹災証明書」または「被災証明書」の記載内容では被害の程度が判明しない場合(一部損壊など)は、「住宅修理の見積書」や「被災家財の損害一覧表」などで給付の可否を判断させていただきます。

詳しくは担当までご連絡ください